

## うつ病リワーク研究会の法人化とその目的

うつ病リワーク研究会が設立されて以来、来年3月で10周年を迎えます。法人化に関しては世話人会において様々な角度から検討をなされてきましたが、以下に述べるような目的を果たすには任意団体としての活動では限界があり、また、永続的に活動を行う必要があることから、今回法人化を進めるものです。

### 1. 教育研修の充実と認定制度の確立

研究会が組織され10年が経過し、研究会会員数が全国で220か所を超えるまでに成長してきた。しかしながら、施設間でのプログラム内容や質のばらつきが大きいと指摘されている。リワークプログラムの質を担保するためには、管理監督者の理念とプログラムを実施するスタッフの力量が重要な要素である。したがって、教育研修制度を基本として、専門スタッフの認定と同時に施設要件を満たしているかの認定を行う必要がある。現在、研究会の委員会で教育研修及び認定に必要な要件の整理を行っており、認定に関しても試験的には始めている。今後、その事業は協会に引き継がれ、教育研修制度を充実させつつ、認定制度を確立していくことを目的とする。

### 2. 普及啓発活動の充実

これまでもリワークプログラムの普及啓発は様々な機会をとらえ、多様な方法で行ってきたが、この活動をより一層充実させることを目標とする。とりわけ大都市圏以外の地方都市における普及はまだ不十分であり、地域単位での普及啓発が出来るようなパンフレットなどの媒体の開発や講演会活動の充実を図っていく。同時に地域単位で企業と医療機関が連携する機会を協会が企画実施していく活動も充実させる。また、医療機関における診療レベルで休職者が使えるようなリワーク手帳などの開発も行い様々な場面での普及啓発活動を行う。

### 3. 調査研究を通しての活動の充実

研究会として従来から調査研究活動を行ってきたが、主にリワークプログラムの有用性に関する調査研究が実施されてきた。今後は利用者の分析を通じてどのような疾患に有効なのか、特定の疾患に必要なプログラムをどのように提供するのかなどのような、リワークプログラムの内容に関する調査研究を通じてさらに効果のあるプログラムとなっていくことを目的とする。

平成29年11月17日  
代表世話人 五十嵐良雄

うつ病リワーク研究会 法人化の概要と今後の予定

名称	一般社団法人日本うつ病リワーク協会	
組織	会員区分	これまでの正会員と準会員という個人単位の会員区分から、施設会員A・B・C、個人会員、賛助会員、名誉会員、という区分になります。
	役員体制	評議員、理事、監事という体制になります。
年会費	金額（加入可能人数）	施設会員Aと施設会員Bは施設長が対象となり、施設会員Aと施設会員Bには施設長の他にスタッフである施設会員Cが一定数属します。  施設会員A（デイケア、デイナイトケアで運営する施設の長） 50,000 円（施設長含め全 5 名） 施設会員B（デイケア、デイナイトケア以外で運営する施設の長） 20,000 円（施設長含め全 2 名） 施設会員C（施設会員ABの施設に勤務するスタッフ） 施設会員ABの枠を超えて追加加入する場合は 1 名 5000 円 個人会員（施設会員以外でリワークに関心のある方） 医師 10,000 円、医師以外 5,000 円 賛助会員（当会に賛同する団体） 一口 50,000 円 名誉会員（当会に功績のあった会員） 会費免除
		徴収時期
	設立時期	2018 年 2 月 1 日より事業開始予定です。2 月 10 日（土）には設立祝賀会を開催します。
移行方法	うつ病リワーク研究会会員の一般社団法人日本うつ病リワーク協会への移行は 2018 年 2 月と 3 月に確認作業を行います。	
うつ病リワーク研究会	2018 年 3 月末に解散します。新法人へ移行しない会員の方は 2018 年 3 月末までは現在のうつ病リワーク研究会に所属することになります。	
ホームページ	現在のホームページは残しつつ（ただし会員リワーク施設ページは新法人ホームページへ移設）、新たに新法人のホームページを2月公開に向けて作成する予定です。	
基金	うつ病リワーク研究会の現預金は新法人の基金とします。2018 年 3 月末で最終的に清算します。	
新規取組	認定	リワークスタッフに対する個人資格認定とリワーク施設に対する施設認定を行います。 個人資格認定については 2018 年度から、施設認定については 2019 年度からを予定しています。
	表彰	リワークプログラムの発展・充実に寄与する調査・研究を奨励する目的として表彰を設けます。
	研修地域	従来、研修を開催しなかった地域で研修会を開催し教育の場を用意します。また地域ごとのリワークに対する取組を支援します。
年次研究会（年次大会）	従来通り原則毎年 4 月下旬に開催いたします。名称は日本うつ病リワーク協会年次大会です。	

## 法人化に関するQ&A

会員	会員の区分はどうなるのか？	これまでのうつ病リワーク研究会の会員区分は個人単位で正会員と準会員の2区分でしたが、新法人では施設会員 A,B,C3 種類と個人会員、賛助会員、名誉会員の6区分になります。
	なぜこれまでの個人会員から施設会員に変更したのか？	リワークプログラムの運営主体を考えた時、プログラムの実施は施設で行っており、リワークプログラムを行っている施設を新会員単位の基本構成とすることで施設としての提言や取組の評価をすることを可能にするためです。
	新法人への移行に関し、手続きは必要か？	2018年2月にうつ病リワーク研究会会員宛に新法人への移行に関する書類を送付します。そのまま移行を希望される方や新たに入会される方は登録確認用の書類にご記入をお願いいたします。
	退会したい場合はどうすればいいのか？	2月に新法人への移行について確認の書類を送付する際に退会届を同封します。また事務局へご連絡いただければ退会届を送付いたします。
	リワークプログラムをやっている医療機関に勤務しているが、医療機関として施設会員にならない場合、入会はできるのか？	個人会員として入会できます。
	施設会員のメリットは何か？	①年次研究会で一般演題の発表をすることができます。②協会のホームページで施設の情報提供をすることができます。③施設認定の対象となります。
	施設会員Cについてどのように確認するのか？	毎年2月に施設会員A、Bへ施設会員Cの登録について確認の書類を送付します。その後年度の途中で登録の異動がある場合は随時事務局へご連絡ください。
会費	新会費の金額はいくらか？	例1)デイケアで施設長1名、スタッフが4名の場合 施設会員Aの人数枠内のため50,000円です。  例2)デイナイトケアで施設長1名、スタッフ7名の場合 施設会員Aの人数枠5名から3名分超えているため50,000円+5,000円×3人で65,000円です。  例3)ショートケアで施設長1名、スタッフが3名の場合 施設会員Bの人数枠2名分と追加2名となるため20,000円+5,000円×2人で30,000円です。
	新会費はいつ支払うことになるのか？	2018年2月、3月に施設会員Cの登録確認作業を行います。その後4月以降に年会費の振込用紙や請求書を事務局より送付いたします。

法人化	法人化の目的は？	うつ病リワーク研究会として設立して 10 年経過し規模が大きくなってきた点が挙げられます。また、これまで行ってきたリワークプログラムの普及啓発活動とリワークプログラムの質の向上を目指さず調査研究活についてより効果的な活動を目指します。さらにプログラムの質の向上と連動した資格認定の事業を始めるにあたり認定主体が法人格であることが信頼性を高める点、などから法人化を目指しました。
	法人化によって何がかわるのか？	これまでの任意団体と異なり、法人化することで協会自体が各種業務に関わる権利義務の主体となります。また各種法律によって役員の責任や関係者の保護などが定められているため社会的信用が上ります。
	新法人の事業はどうなるのか？これまでとの違いは？	研修事業は従来通り基礎コースと専門コースを実施いたします。年次研究会(年次大会)もこれまで同様 4 月の後半に開催いたします。新たな事業としては個人と施設に関する資格認定を行います。またリワークに関する研究を対象に表彰規程を作成する予定です。
	これまでのうつ病リワーク研究会の財産はどうなるのか？	すべての現預金は一般社団法人の基金として新法人へ移行します。
(旧)研究会	何時までうつ病リワーク研究会に入会できるのか？	2018 年 3 月末までうつ病リワーク研究会は存続しますが、新規入会は 2017 年 12 月末までとします。
	うつ病リワーク研究会の年会費はいつまで払うのか。	未納の年会費は 2018 年 3 月末までにご納入をお願いします。